



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

92	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
93	〃	( 〃 ).....	1
94	生活保護法による指定施術機関の廃止	( 〃 ).....	2
95	〃	( 〃 ).....	2
96	生活保護法による医療機関の指定	( 〃 ).....	2
97	生活保護法による介護機関の指定	( 〃 ).....	3
98	生活保護法による施術機関の指定	( 〃 ).....	3
99	社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録	(障害福祉課).....	3
100	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課).....	3
101	保安林の指定予定の通知	(森林整備課).....	4
102	〃	( 〃 ).....	5
103	〃	( 〃 ).....	5
104	林業種苗生産事業者講習会の実施	( 〃 ).....	6
105	道路の区域変更	(道路保全課).....	6
106	道路の供用開始	( 〃 ).....	7
107	道路の区域変更	( 〃 ).....	7
108	〃	( 〃 ).....	7
109	道路の供用開始	( 〃 ).....	8
110	和歌山県教育ネットワーク校務用システム保守及び県立学校校務用ノート型コンピュータ保守業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育委員会).....	8

### ○ 公告

入札公告	(教育委員会).....	10
------	--------------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第92号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
新薬 8-9	薬局ファーマシーのぐち	新宮市蜂伏11-3	平成 25.12.31

### 和歌山県告示第93号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年2月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃 止 年月日
御訪 4-18	有限会社メディウエル 御坊支社	徳島県吉野川市川島町 桑村962-15	訪問看護ステーション リハビリ倶楽部	御坊市湯川町小松原42 0-15 興土ビル4階A	平成 25.12.31

#### 和歌山県告示第94号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年2月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
橋柔 20-22	妙中義司	妙中整骨院	橋本市高野口町名古屋745-90	平成 25.12.16

#### 和歌山県告示第95号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年2月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
田柔 39-24	山下謙	山下整骨院	田辺市神子浜1丁目24-11	平成 25.12.31

#### 和歌山県告示第96号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年2月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年月日
御訪 5-25	合同会社たまり	日高郡美浜町吉原706 番地の7	訪問看護ステーション 凧	御坊市湯川町小松原42 0-15 興土ビル4階A	平成 26.1.1

## 和歌山県告示第97号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社Link	紀の川市畑野上316-3	訪問介護ステーションりんく	紀の川市打田1096-1108号	訪問介護・介護予防訪問介護	平成26.1.17

## 和歌山県告示第98号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	氏名	名称	所在地	指定年月日
橋柔29-25	妙中義司	妙中整骨院	橋本市高野口町名古曾745-90	平成26.1.9

## 和歌山県告示第99号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者を次のとおり登録したので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定に基づき公示する。

平成26年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	事業所の名称	事業所の所在地	実施する特定行為の種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	登録年月日
302100037	訪問介護ステーションつくしの里	岩出市中迫665	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	社会福祉法人和歌山つくし会	和歌山市吉礼字八ツ井486番地1	平成26.2.1

## 和歌山県告示第100号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成26年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「In The night Different 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「In The night Different 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「UNLIMITED DN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「EBI」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「KANI」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「総帥 Respect」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「元帥 Respect」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「RUSH miracle 11」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「RUSH trip 11」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON SPEED」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON xtc」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「BLACK POWER SPIRYTUS 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「MAGIC ROYAL LEVEL5」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「ぶりぶりらぶりー」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「ganesha Ver. X」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「仁 PLUS ADVANCE 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「Jamaican Gold EXTREME 13」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「PANDORA Platinum Premium 11」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

## 3 施行期日

平成26年2月4日

## 和歌山県告示第101号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年2月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町北野字上岡95の3、95の8
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上岡95の3・95の8(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び海草振興局並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第102号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成26年2月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町円明寺字居垣内113の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字居垣内113の1(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び海草振興局並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第103号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成26年2月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町野中字河原260(次の図に示す部分に限る。)、282、282の1、安井字久保田230、233(次の図に示す部分に限る。)、南畑字西原1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

野中字河原260、282、282の1、安井字久保田230（次の図に示す部分に限る。）、233、南畑字西原1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び海草振興局並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第104号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり実施するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により公告する。

平成26年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 開催日時 平成26年3月24日（月）午前10時から午後5時まで

2 開催場所

(1) 講義 和歌山県林業試験場小教室（上富田町生馬1504-1）

(2) 実習 和歌山県林業試験場中辺路試験地（田辺市中辺路町栗栖川291）

3 講習科目

(1) 種苗に関する法令

(2) 種苗の産地及び系統に関する事項

(3) 種苗の生産技術に関する事項

4 講習受講の申込み

受講希望者は、受講申込書に受講料として和歌山県証紙14,000円分を貼り付けて、最寄りの各振興局地域振興部林務課（以下「林務課」という。）に平成26年3月7日（金）までに申し込むこと。

5 その他

(1) 申込書の用紙は、林務課で交付する。

(2) 講習日に講習に必要なテキスト代として1,500円を徴収する。

## 和歌山県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 中芳養南部線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡みなべ町晩稲字西大谷525番8地先から同町晩稲字西大谷522番1地先まで	旧	4.72 ） 9.58	109.60	
同上	新	6.25 ） 9.58	109.60	

## 和歌山県告示第106号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 中芳養南部線

供用開始の区間 日高郡みなべ町晩稲字西大谷525番8地先から同町晩稲字西大谷522番1地先まで

供用開始の期日 平成26年2月4日

## 和歌山県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡印南町大字上洞字池之谷976番82地先から同町大字上洞字五味田680番1地先まで	旧	3.72 ） 25.03	391.00	県道たかの金屋線と重用延長391.00メートルを含む。
日高郡印南町大字上洞字池之谷976番82地先から同町大字上洞字五味田682番1地先まで	新	8.00 ） 59.35	390.50	県道たかの金屋線と重用延長390.50メートルを含む。

## 和歌山県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年2月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 たかの金屋線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡印南町大字上洞字五味田680番1地先から同町大字上洞字池之谷976番82地先まで	旧	3.72 } 25.03	391.00	一般国道425号と重用延長391.00メートルを含む。
日高郡印南町大字上洞字五味田682番1地先から同町大字上洞字池之谷976番82地先まで	新	8.00 } 59.35	390.50	一般国道425号と重用延長390.50メートルを含む。

**和歌山県告示第109号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年2月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 425号

供用開始の区間 日高郡印南町大字上洞字池之谷976番82地先から同町大字上洞字五味田682番1地先まで

供用開始の期日 平成26年2月4日

**和歌山県告示第110号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県教育ネットワーク校務用システム保守及び県立学校校務用ノート型コンピュータ保守業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成26年2月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 一般競争入札に付する業務の名称等

## (1) 業務の名称

和歌山県教育ネットワーク校務用システム保守及び県立学校校務用ノート型コンピュータ保守業務

## (2) 業務の内容

仕様書による。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成26年2月4日現在において次の要件を満たしている者（この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

## (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあつては、各構成員がこの要件を満たすものであること。



- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。  
コンソーシアムにあっては、各構成員がこの要件を満たすものであること。
- (3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。  
コンソーシアムにあっては、各構成員がこの要件を満たすものであること。
- (4) 平成21年4月1日から平成25年12月31日までの間に、同種又は同規模の役務の提供に係る1以上の事業実績を有し、その成果が適正かつ優良である者であること。
- (5) ア又はイのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。  
ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者  
イ 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理技術者試験の合格認定を受けている者
- (ア) 情報処理システム監査技術者
  - (イ) 特種情報処理技術者
  - (ウ) オンライン情報処理技術者
  - (エ) プロジェクトマネージャ
  - (オ) プロダクションエンジニア
  - (カ) システム運用管理エンジニア
  - (キ) システム監査技術者
  - (ク) ネットワークスペシャリスト
  - (ケ) テクニカルエンジニア（ネットワーク）
  - (コ) テクニカルエンジニア（システム管理）
  - (サ) テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）
  - (シ) テクニカルエンジニア（エンベデッドシステム）
  - (ス) ITストラテジスト
  - (セ) ITサービスマネージャ
  - (ソ) 情報セキュリティスペシャリスト
  - (タ) エンベデッドシステムスペシャリスト

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとし、コンソーシアムにあっては、イからコまでの書類は、構成員ごとに作成することとする。
- ア 競争入札資格審査申請書
  - イ 事業実績調査（事業実績を証する書類の写しを添付すること。）
  - ウ 役員等に関する調査書
  - エ 使用印鑑届
  - オ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
  - カ 個人にあっては、発行後3か月を経過していない住民票
  - キ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
  - ク 県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した、県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書で、発行後3か月を経過していないもの
  - ケ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書で、発行後3か月を経過していないもの
  - コ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 担当技術者経歴書（資格等を証する書類の写しを添付すること。）

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス コンソーシアムにあっては、コンソーシアムの協定を証する書類の写し

(2) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって(1)のウからコまでの書類の提出に代えることができる。

(3) (1)のアからエまで及びサからスまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成26年2月4日（火）から同月19日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、6に掲げる場所及びインターネットのホームページ（[http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/koumoku2/sub9\\_3.html](http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/koumoku2/sub9_3.html)）で配布する。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成26年2月24日（月）午後5時までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）又は電子メールにより行うものとする。

#### 4 資格審査説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館8階 教育委員会室

##### (2) 日時

平成26年2月19日（水）午前10時

#### 5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成26年2月25日（火）から同年3月3日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に6に掲げる場所で受け付ける。

#### 6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3641

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001001@pref.wakayama.lg.jp

#### 7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成26年3月10日（月）までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者のみに通知する。

#### 8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成26年3月13日（木）午後4時までに、書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成26年3月19日（水）までに、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

## 公 告

### 入 札 公 告

和歌山県教育ネットワーク校務用システム保守及び県立学校校務用ノート型コンピュータ保守業務につ

いて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成26年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成26年度

(2) 業務の名称

和歌山県教育ネットワーク校務用システム保守及び県立学校校務用ノート型コンピュータ保守業務

(3) 業務の内容

仕様書による。

(4) 業務履行の場所

仕様書による。

(5) 履行期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成26年和歌山県告示第110号に規定する和歌山県教育ネットワーク校務用システム保守及び県立学校校務用ノート型コンピュータ保守業務に係る一般競争入札参加資格を有するものであること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館6階

和歌山県教育庁教育総務局総務課

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3641

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001001@pref.wakayama.lg.jp

(2) 期間

平成26年2月4日（火）から同月19日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等は次のとおりとし、（2）に掲げる期間に、インターネットのホームページ（[http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/koumoku2/sub9\\_3.html](http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/koumoku2/sub9_3.html)）から入手することもできる。

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 交付する入札説明書等について質問がある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成26年2月24日（月）午後5時までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）又は電子メールにより行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館8階 教育委員会室

## (2) 日時

平成26年2月19日 (水) 午前10時

## 6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館8階 教育委員会室

## イ 入札日時

平成26年3月20日 (木) 午後2時

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) 入札の執行に当たっては、入札参加者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成26年3月20日 (木) 午前9時までに和歌山県教育庁教育総務局総務課に必着するように行わなければならない。

## 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

## 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合において、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結するときは、構成員のうち代表者が納付の免除を受けるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

## 10 入札の無効

2に規定する資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの項に該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

## 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

## 12 契約書の要否

要

## 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

## 14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局総務課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3641

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この一般競争入札は、平成26年2月和歌山県議会定例会において、平成26年度和歌山県当初予算が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

## 15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be purchased :

Maintenance for the "Wakayama Educational Network System" (period : 1 April 2014 - 31 March 2015)

(2) Date and time for tender : 2:00 p.m. 20 March 2014

(3) Contact point for the notice : General Affairs Division of Wakayama Prefectural Board of

Education, 1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262 Japan

Phone : 073-441-3641 (Fax : 073-432-4517)